

# 売買停止時間の見直しに伴う「業務規程施行規則」の一部改正について

平成23年4月12日  
株式会社名古屋証券取引所

## I. 改正趣旨

当取引所では、平成10年7月以前において、会社情報に係る売買停止を行った場合は終日売買停止としておりましたが、平成10年7月には発行者による情報発表後90分後、平成11年12月に60分後、そして平成16年2月に30分後に売買再開とするなど、情報通信インフラの普及等の外部環境の変化等を踏まえながら、適宜、売買停止時間の見直しを行ってまいりました。

その後の証券市場を巡る外部環境をみると、情報端末の高度化の更なる進展等により、情報入手の迅速性・容易性は格段に向上しており、市場利用者からは迅速な取引機会の提供についてニーズが寄せられるなか、このような環境変化や公正な価格形成機能を堅持する売買停止制度の本旨を鑑みれば、新たな会社情報を反映したフェアバリューをより迅速かつ円滑に発見する機能を強化することが適当であると考えられます。つきましては、売買停止制度の実効性の向上及び市場参加者のニーズ等に対応するため、売買停止時間の見直しを行うこととします。今回の改正は、これに伴い、「業務規程施行規則」の一部改正を行うものです。

## II. 改正概要

### 1. 売買取引の停止時間の短縮

有価証券又はその発行者に関する情報が生じている場合における売買停止の時間については、当取引所が必要と認めた時から、当該情報の真偽及び内容に関する発表等が行われたことを当取引所が確認した後15分を経過した時（監理銘柄指定の場合等は、当取引所が当該指定の決定に関する発表を行った後15分を経過した時）までとします。

なお、整理銘柄指定の場合は、従前どおり、終日売買停止となります。

### 2. 売買の取消しを行わない場合における停止時間の短縮

売買の取消しを行う可能性があることを周知させる必要がある場合における売買停止の時間については、当取引所が売買の取消しを行わないことを発表した後15分を経過した時までとします。

(備考)

・業務規程規則第20条第2号

・業務規程規則第20条第4号b

## III. 施行日

平成23年5月9日から施行します。

以上